

「高浜原発 3・4号機の運転再開に反対する意見書」

の採択を求める請願

紹介議員 加藤 吉 則

1. 請願の要旨

原子力発言所の過酷事故は、私たちの祖先が営々と築き上げてきた美しい自然が一瞬のうちに奪い、放射能は将来に渡り人々の健康を蝕みます。私たちはこのような事態を引き起こす原子力発電所の再稼働を認めるわけにはいきません。

2. 理由

2011年3月11日の福島原発事故で、今なお12万人もの福島県民が県内外での避難生活を余儀なくされ、70km離れた福島市や郡山市でも市民は事故前の10倍前後の放射線の中での生活を強いられています。事故から4年が経とうとしている現在も、事故は収束せず事故原因も究明されていません。明確なことは、ひとたび原発事故が起これば「故郷」は喪われるということです。

高浜原発から越前市までの距離はたかだか60kmでしかありません。全村避難になった福島県飯舘村は、福島第一原発から50km圏内、その北西の伊達市は60kmでありながら除染が必要になりました。風向き次第で私たち越前市民も二度と故郷へ戻れなくなるのです。

青山道夫氏（当時気象庁気象研究所）が2013年9月に発表した著作：Fukushima Accident – Radioactivity Impact on the Environment の中で、福島の放射性物質の放出量の方がチェルノブイリよりも大きいとするデータを提示しています。また海外の研究者もセシウム137・134の放出量をアメリカ政府発表のチェルノブイリ数値と比較し、同様の結果を報告しています。NHKは昨年12月、事故で放出された放射性物質は核燃料のメルトダウンや水素爆発が相次いだ事故発生当初の4日間ではなく、その後に全体の75%が放出され汚染を深刻化させていたという番組を放送しました。これは、避難中にとてつもない被ばくを強いられたことを示しています。

このように次々と明らかになる福島原発事故の事実に私たちは驚愕するとともに大きな不安を感じています。

このような福島の状態を見るとき、越前市の策定した「越前市地域防災計画 原子力災害対策編」（以下、原子力防災対策編）では、その目的とする「市民の生命・財産を守ることは極めて困難です。原子力災害は避けることのできない自然災害（天災）ではありません。

市民に被曝を強い（自然放射能の1万倍になってからでない避難させない基準など）、故郷や生業を捨てる覚悟を強いる「原子力防災計画」は、そもそも『防災の名に値しない』ものではないでしょうか。

昨年、私たちは越前市とともに原子力防災に関する出前講座を3回開催しました。参加者からは、「多重災害になったらどうするのか」「越前市民の避難先も汚染地になったらどうするのか」など、厳

しい指摘がなされました。

今年 2 月 2 日には、原子力規制委員会が原発から 30 キロ圏外について、屋内退避の自治体を設定するなど「原子力災害対策指針」の改定の検討案を示したとのことです。原子力規制委員会が、原発立地やその周辺の住民の不安に答えざるを得なくなったのです。

1 月 27 日に貴職に報告しましたように、多くの越前市民がそうまでして原発を再稼働することに大きな疑問と不安を持っています。

貴議会は 2011 年 6 月定例会において「脱原発をめざす意見書」を全会一致で可決し、2012 年 3 月には「関西電力大飯原発 3、4 号機の拙速な再稼働に反対する意見書」を全会一致で可決するなど、計 3 回に渡って脱原発に関する意見書を採択しています。当時の福井新聞によれば「意見書は『東京電力福島第 1 原発事故の真相究明が終わらなければ、新たな原発事故を防ぐための改善策や解決策が見いだせない』とした上で『事故以前と同じ基準で原発の安全性を確認し、再稼働を判断することは到底、国民は納得しない』などと指摘（2012 年 3 月 20 日付）」されています。この意見書採択は、私たち越前市民にとって大変誇らしいものした。

さて、民主党政権下において原子力規制の組織や法律が変わり、現在原子力規制委員会のもとで原発の新規制基準に対する適合性が審査されています（この基準も多重事故を想定しないなど、とても科学的とは呼べないものです）。

貴議会においては、市民の声に寄り添い、将来に渡って市民の生命財産を守り豊かな越前市をみざすべく、私たちの提出した意見書（別紙）をしっかりとご議論していただき、ぜひともご採択いただきますようお願い申し上げます。

平成 27 年 2 月 23 日

越前市議会議長 佐々木 富基 殿

提出者 越前市の原子力防災計画を考える市民の会
代表 若 泉 政 人 印